

共栄地区事務所業務の高田郵便局への委託について

令和3年6月から、共栄地区事務所の公的証明書発行業務等を高田郵便局に委託し、共栄地区事務所を廃止します。

1 経緯

- ① 平成31年1月から、11地区事務所のうち、利用者の少ない共栄、池田、滝呂、市之倉、脇之島の5か所について開所時間を短縮し、午前9時から午後1時までとしました。
現在、これら5か所の地区事務所は、第1種会計年度任用職員2名体制で、業務を行っています。
- ② 郵便局では、平成13年から「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づき住民票等の公的証明書発行業務を取り扱うことが可能となっていました。地区事務所の様々な業務は取り扱いませんでした。
- ③ しかし、平成29年から、日本郵便株式会社の方針として、自治体との連携による地方創生の取組を推進し、公的証明書発行業務以外の地区事務所業務についても受託できる体制に転換されました。令和2年3月現在、全国164市区町村から受託され、588郵便局で公的証明書発行業務等を実施中です。
- ④ 併せて市として公共施設適正配置計画に基づき、地区事務所の業務移管又は集約化を進める方向性を示しています。

2 共栄地区事務所を業務委託する理由

- ① 昭和55年建築(旧耐震基準)の施設が極度に老朽化しており、耐震診断未実施です。
- ② 開所時間中はセコム(株)の警報器を設置していますが、公民館等の併設施設がないため2名の職員のみで防犯上の不安があります。
- ③ 共栄地区事務所周辺の道路幅が狭く駐車スペースも少ない状態ですが、高田郵便局は県道沿いであり、駐車スペースも確保できます。
- ④ 時間短縮開所の5地区事務所の中でも、利用者数が少なく、最初に委託する事務所として適しています。
- ⑤ 業務等を委託する高田郵便局までは約450メートル(徒歩約6分)で、徒歩の方でも影響は最小限と考えます。

3 地区事務所業務を委託した場合の利点等

- ① 郵便局の営業時間が午前9時から午後5時のため、利用可能時間が4時間延長できます。
- ② 市の経費が削減できます。

共栄地区事務所運営年間費	郵便局へ委託費(概算)	経費削減額
A 人件費(2名)3,359千円	年間 1,424千円 ⇒D	C — D
B 維持管理費 240千円		(削減額)
合計 A+B= 3,599千円 ⇒C		年間 2,175千円

- ③ 設備等の初期投資は、郵便局の事務所に敷設する専用ファックス回線工事費用（3万円程度）のみです。（機材は共栄地区事務所から移設します。）

4 郵便局で実施できない業務（※別紙1参照）

- ① 公的証明書発行業務の、委任状による代理申請ができません。（本人申請のみです。）
- ② 住民票の異動届出（転居や転出入）は、本人であってもできません。
- ③ 印鑑登録・亡失届出の受理業務が本人であってもできません。
- ④ 東濃5市広域交付（戸籍や住民票など）が本人であってもできません。

5 一部改正する規則等（共栄地区事務所に関する箇所の一部改正を行います。）

- ① 多治見市地区事務所設置規則
- ② 多治見市役所等の執務時間に関する規則
- ③ 多治見市公印規則
- ④ 多治見市文書管理規程
- ⑤ 多治見市防災倉庫の設置及び管理に関する規程

6 その他

- ① 地域への説明と広報をしっかりと行っていきます。
- ② 委託開始前に高田郵便局の職員に丁寧に業務説明を行っていきます。
- ③ 委託後も高田郵便局と細かに連絡を取り、しっかりとサポートしていきます。

7 スケジュール

令和2年10月21日～	地域への説明と広報
令和3年3月	3月議会提案(郵便局の指定)
令和3年4月～5月	契約書の締結と業務開始に向けた準備
令和3年6月1日	委託開始